

## 第 54 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

平成 27 年 11 月 5 日(木) 午後 1 時から午後 4 時 40 分まで

### 2 開催場所

盛岡市中央通 1 丁目 1-38 エスポワールいわて 3 階 特別ホール

### 3 出席者

【委員 (11 名) 敬称略・五十音順】

齊藤 貢  
佐藤 きよ子  
佐藤 久美子  
島田 卓哉  
鈴木 まほろ  
高根 昭一  
鷹觜 紅子  
中村 学  
平塚 明  
松木 佐和子  
由井 正敏

【事務局】

環境担当技監兼環境保全課総括課長 松本 実  
技術参事兼県民くらしの安全課総括課長 白岩 利恵子  
環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 白井 智彦  
自然保護課 技術主幹兼自然公園担当課長 本木 正直  
その他関係職員

【事業者】

株式会社グリーンパワーインベストメント

### 4 議事

(冒頭、事務局から、委員 15 名中 11 出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。)

- (1) (仮称) 稲庭田子風力発電事業計画段階環境配慮書について
- (2) (仮称) 宮古岩泉風力発電事業環境影響評価準備書について

(1) (仮称) 稲庭田子風力発電事業計画段階環境配慮書について

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(株式会社グリーンパワーインベストメント)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。それでは、事業者から説明頂きますが、20分程度でよろしくお願いします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

二戸市と八幡平市からも意見が出ているようですが、これに対する回答というのは、もうされているんですか。すみません、事務局、これに対する回答はどの段階で出てくるのでしょうか。

[事務局]

市町村からの意見につきましては、審査会で初めて事業者の方に伝わるということで、本日初めてご覧になっていますので、今後、回答していくことになるかと思えます。

市町村からの意見というのは、知事意見を形成する際に照会させていただいておりますので、市町村からの意見に対しては、個別に回答や対応が必要だと思えますので、事業者には、対応をお願いしたいと思えます。

[会長]

そうですね。これから、審議していきますけども、各委員の方々にも、この市町村からの意見を斟酌しながら、知事意見形成に向けての質問を出して頂くということでもよろしいですね。

それでは、希少種を除いて、一通り事業者からの説明が終わりましたので、希少種を除きまして、只今、説明頂いた事業者の回答を含む説明につきまして、まず、内容について、確認や質問をお願いします。

知事意見形成のための御意見は、また後でお伺いします。

最初に質問の方をお願いします。ございますか。

[鷹嘴委員]

確認なのですが、先ほどの説明の中で、工事をするにあたって、既存の道路を出来るだけ使いたいということですが、そこに、どの程度の既存の道路があって、使用できるのでしょうか。

例えば、16ページなのですが、除外した部分というのがありますよね。その除外した部分と、既存の道路を使うということに、何か関係はありますか。

除外しても、工事用道路や、管理用道路としての敷地の改変というのはあるのでしょうか。

[事業者]

まず、既存の道路を、どういう風に使っていくのか、ということをご説明させていただきますと、現時点で、正確に既存の道路が、どこに走っているのかということ、全ては、調査出来ていない状況です。

なので、まずは今後しっかりと、既存の道路を、確認できているものもあるのですが、林道がこのエリアに走っているのは、ある程度確認しているのですが、山が険しい箇所があって、まだ正確に図面に起こせていません。

その確認をしていくというのがまず一点。ここの除外した部分については、現段階では、正確な土木の構成計画を作っていない状況ですが、案としては、ここに、既存の林道がある場合は、それを使わせていただくような形で、拡幅をさせていただくということを考えております。

もし運べない場合は、一部、どうしても既存の林道がなくて、道路を新しく付けないと風車を運べない、ということがあった場合には、そこに新設も含めて検討をさせていただきたいというふうに考えておりますが、冒頭で説明させていただきましたとおり、緑の街道地域に入っている箇所でございますので、そのあたりの環境への影響というものは、見過ごすことは出来ないということで、しっかりと認識しておりますので、有識者へのヒアリング、現地調査の結果を踏まえて、そこは、新設できるのか、できないのかということも含めて、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

[鷹嘴委員]

分かりました。

[会長]

他にございますか。

はい、どうぞ。

[高根委員]

先ほどご説明していただいた中で、風力発電施設の風車の出力、台数、基数の最大出力というのが、20ページの表にまとめられているんですが、現時点で、これらの数字は、全て決まっていないというふうに考えてよろしいですか。

[事業者]

はい、決まっておりません。

今後の調査を踏まえて、これはあくまで最大ですので、何かしら重大な問題があって、ここは設置できない、というようなことがあれば、基数の削減も含めて検討していくことになると思います。

[高根委員]

今は、最大 111,000 k w と書いてありますが、それも変わるのですか。

変わるということは、減るということもあるでしょうし、増えるということもあるのでは

うか。

[事業者]

現段階で、増えるということは想定しておりません。  
最大限の値を記載しております。

[高根委員]

20 ページには、「本計画段階では総発電出力は 111,000 k w を想定しており」と書いてあるの  
で、それがちょっと変わるのかなと思いました。減るという可能性はあるんでしょうけども、  
増えるという可能性もあるのかなとちょっと思ったものですから、質問しました。

もう一つだけ、事業想定区域内に、赤い線が引いてあるのですが、この線の上に風力発電設  
備が設置されると、想定しているということなのですが、これからの状況次第では、この赤い  
線以外のところにも、設置される可能性はあるのでしょうか。

[事業者]

現段階では、ここの赤いところだけと考えております。

[高根委員]

わかりました。赤い線以外のところに、設置される予定はゼロなんですか。

[事業者]

ございません。

[高根委員]

わかりました。ありがとうございました。

[会長]

外によろしいですか。

[平塚委員]

今の質問に関連してですが、18 ページの複数案の設定について、お聞きします。

まず、最大基数 37 というのは、どういう順番で決まっていったのかというところを伺います。

まず最初に、20 ページにある「連系線の容量により」というところから MAX が決まって、そ  
の中で、実際にこの全般的な状況から、設置できる範囲を、この場合だと 5 本の線ということ  
になると思うんですけども、そういう手順で決めて行ったのでしょうか。

[事業者]

どちらが先というよりは、両方を確認している、というのが正確なのですが、風況の状況で  
あるとか、現地の状況であるとか、そういうものを踏まえて、どこまで置けるのか、かつ、連  
系の容量があるので、連系の容量について並行して確認しており、現時点で、全基数、111,000kW

が、接続可能な規模であるということは、確認できております。

ご質問いただきました順番というのは、ここについては、まず連系の量をまず確認して、全量、例えば、110 メガワット空いてますというのが確認できた後に、それを設置できるのか検討したわけではなく、まず、現地の風況の状況や地形等考えて、最大限おける範囲というのを、我々の方で検討させていただいた後に、東北電力に並行して照会をして、それが接続可能かどうかを確認している、という現状になっております。

[平塚委員]

わかりました。

事業者としては、制約条件の中で、ウィンドファームとして最大の効率を上げるためには、37基ということですね。

その場合は、風車間の間隔が一番大事ということですか。つまり、例えば、環境状況によっては、5本の線が全て使えるとは限らない。例えば、北側の2本しか使えない場合、そこに全部を詰め込むということではなくて、結局、風車間の間隔によって、基数が減ることがあるのでしょうか。

[事業者]

まずは、風車間の間隔というのをどう考えているかというのをまずご説明させていただきたいと思うのですが、約300mは、平均で確保したいと考えております。

この3,000kw級の風車を使った場合には、先ほど、説明があったとおり、今、線が5本ありますけども、それがもし、2本減ってしまって、3本になってしまった時、そこに37基を詰め込むということになった場合は、ちょっと間隔として、詰め込んでみないとわからないのですが、100mや、もっと狭い間隔になってしまうと思うのですが、そういったことを我々はしません。

詰め込んだ場合は、風車間の風の影響というものを受けてしまいますので、結局、発電量がちゃんと出なくて、事業全体の採算が回らない、ということになってしまいますので、そこからどれくらいの離隔を取ればいいのかというのは、300はあくまでも目安ですので、風が、例えば、一定方向からすーっと吹いている、非常にわかりやすい場合は、もう少し狭めることが出来るんですね。

そういった細かい調査というのは、まだやっていない状況なのですが、そういったものを踏まえて、決めていくところになるのですが、ただ、100mとか50m、まあ50mを超えてしまうとぶつかってしまうので、これはないのですが、そういった距離で配置することは考えておりません。

なので、ある程度、300から縮められるというのは、今後の検討にもよりますけども、必ず一定量は確保しないといけないということは、我々も考えておりますので、そうなった場合において、5本あるのが3本に減ってしまって、全量置けない、となってしまうたら、そこは、基数の削減をせざるを得ないと考えておまして、ただそうなると、事業全体の採算が圧迫されてしまうので、他の工事コストや、送電線の敷設コスト等を踏まえて、出来るか出来ないということにも影響してくる、判断にも関わってくることになります。

[平塚委員]

わかりました。今、コストという言葉が出てきましたけども、大体何基くらいだとコスト的に厳しいのですか。

[事業者]

正直に申し上げますと、条件等、工事コスト等によって変わるものなので、現段階で、どれくらいあればというのを、申し上げるのは難しい状況です。

[平塚委員]

例えば、同じ基数で、北側の2本に集中する場合と、5本全体に散在させる場合とは、違うのでしょうか。

[事業者]

そうですね。発電量への影響というものが、風車間の離隔というものが、とれなくなってしまうので、かなり落ちてしまうと思うんですね。

一方で、少し細かい話になってしまいますけども、1本の線上に集中させるということは、それだけ、土木のコストが、道を付けたりするコストを減らすことが出来るので、そういったコストは、減ってくると思うのですが、一番影響が大きいのが、風の影響です。風の影響で、発電量を落としてしまうということがあるので、そのあたりは、現段階で、このくらい設置できればいいのかというのを申し上げるのは、難しい状況かなと思います。

[平塚委員]

わかりました。ありがとうございました。

[会長]

はい、他にございますか。

はい、どうぞ。

[齊藤委員]

今の質問と少し関係してくるところなのですが、今回の事業の5本の設置を予定している範囲、先ほど、平塚委員の方から、これ全部が使えるわけではないかもしれない、という話ができました。

仮にです。これが、一番南西側の部分と、北東側の部分2本だけしか使えないとなった場合、かなり距離が出ますよね。このエリアの中では。そうなった時に、多分、電力の送電線なんかを考えると、設置するのがどうなのでしょう、ということが出てくるかと思うのですが、そういったことも含めて、このアセスを通った後に、検討するというところでよろしいですか。考え方としては。

それとも、離れた場合でも、この事業としては、採算が合えばやれる、というお考えでよろしいですか。どうしても、分散されるように見受けられるのですよね。もし、端と端だけにしか設置できないとなった場合は、どういったお考えなのでしょう。

[事業者]

まず、我々としては、現段階においては、これだけ基数が削減されたらやる、やらないというのは、具体的には、まだ検討しておりません。現段階では、110 メガワット設置させていただく想定で、それであれば、我々の事業として出来る、というふうに考えさせていただいております。

ただ今後、環境影響評価を進める中で、エリアが絞られてきて、例えば、110 メガワットから減った場合においては、その段階で、他の計画も同時並行で進めているので、その段階で見えている情報で、もうこれは難しいということが分かったのであれば、その段階で、判断を行っていくことになるというふうに考えております。

[齊藤委員]

わかりました。

あともう一つよろしいでしょうか。

事務局の方に確認した方がいいのかもしれませんが、今回、八幡平市と二戸市の方から意見が出ていて、それを知事意見に盛り込む一つの要因になるというお話しがあったと思うのですが、今回、田子町、青森県のエリアも入っていますよね。こちらは、青森県知事の意見になってくると思うのですが、同じ事業だということで、そういった田子町の意見とかいうのはこの場で、見たり聞いたりということは出来るのでしょうか。

[事務局]

隣県と跨った事業の場合ですと、担当者同士のやりとりは、実はしております、どういった意見が出ているかということ把握している場合もあるんですが、この事業に関してはまだそこまで進んでおりませんので、田子町からどのような意見が出ているかというのは、現時点ではまだわからない状況です。

[齊藤委員]

分かった時点で我々の耳に入るとか、そういう情報はどうなんでしょうか。

[事務局]

青森県との協議が必要になるかと思うのですが、青森県が差し支えなければ、提供は出来るかと思しますので、青森県にも確認をさせていただければと思います。

[齊藤委員]

ありがとうございます。

[会長]

多分、配慮書、方法書、準備書等の手続きの過程で出てくる図書に、それぞれの審査会の意見が入って、その回答も出るから、瞬間的にインターネットには出るけども、中々ダウンロード

ドも出来ないのです、出来れば、こちらに関連しそうな所を事務局で取り出して、各段階の審査会で配って頂くのが助かりますけども。よろしくをお願いします。

後は、よろしいですか。はい、どうぞ。

[鷹嘴委員]

ちょっとお伺いしたいのですが、19 ページに風車の画が描いてあるんですけども、この部分で「基礎形状は、今後の地質調査等の結果を基に検討する」と書いてあるのですが、おそらく、基礎の形状というのは、今までの経験から、例みたいなものがあると思うのですが、これは、地盤面から、基礎のコンクリート部分があまり出ないような形状なのですか。

ということは、結局地盤面の中に入るコンクリートの基礎部分が多くなって、その分だけ、残土がより出てくる、ということだと思っんですよね。それが、何かの意味があって基礎全体を地面の中に埋設する施行の仕方をされるんですか。

全体的に高さを抑えるためとか、それとも、地盤面により深く入った方が強度が上がるとか、そういったことで、そういう工事されるんでしょうか。

[事業者]

まず、基礎の形状という意味では、代表的なものとしては、ベタ基礎と、我々は呼んでいるんですが、今、マンションなんかで問題になっている杭ではなくて、コンクリートのようなものを、今おっしゃられたように、土の中に埋め込んで、下で重さを確保して、しっかりとした構造を確保していくという方法と、あと杭の基礎になります。

これは、地盤の調査を踏まえて、ちょっと、私もあまり細かい技術的なことは存知上げないのですが、風車の機器自体も、大臣認定という建築法上の認定を、これは、一年近く評価にかかるものなのですが、取らなければならないんですね。

その中で、色々な厳しい基準がありまして、昔姉歯の事件なんかがあった時に改正されて、風車の基準もそれに伴って厳しくなっているのですが、そういうものに向けてボウリングの調査をして、地面のやわらかさを調べて、風車の定められた構造上の体力を保つための設計基準があって、そのために設計をして、地盤がゆるくて、支持基盤が基本的にはマンションと同じなんですけども、地盤が下の方にしかないという場合には、そこまで杭を打ったりとかということもしないといけないんですね。

そういった国の建築法上の基準というものがあって、それを満たすために考えられる形状というものが、今出たベタ基礎というものと、地面に埋め込んだ杭基礎というものの二つがあるということで、それに従って、我々としてはやらせて頂いているというような状況になります。

[鷹嘴委員]

ということは、地縁からあまり基礎部分を露出させない方法でやります、埋設部分を大きくします、ということですか。

[事業者]

そうですね、それは、そういうふうにしたいと思います。

[鷹嘴委員]

そうすると、例えば、杭についての工事も、またここで加わる可能性もあるわけですね。

[事業者]

そうですね。可能性としてはございます。

[鷹嘴委員]

わかりました。

[会長]

この地下部分の構造は、これから、調査結果で検討するというわけですが、準備書あたりでは、どんな地下構造になるか、どれだけ土を掘って、どれだけセメントを入れるのかというのは、出ますよね。

[事業者]

はい。

[会長]

では、よろしいですか。

[鷹嘴委員]

はい。

[会長]

ではですね、市町村からの意見で、八幡平市長から出た意見の中に、意見書の裏側ですが、土地利用の真ん中付近に、今回の事業想定区域の一部が、農振農用区域にかかる可能性があるとして書いてあって、これは、事業者は、今日始めてご覧になったと思うんですけども、一般論として、こういう農振地域にかかっている場所に、風車等を建てるとしたら、どのような手順で許可を取るとか、あるいは可能なのか、その辺について何か、見解を持っていますか。

[事業者]

この点については、本当に細かな手続きという意味では、我々もまだ、農振地域の除外というものは行ったことがございませんので、今後、主に市町村農業委員会と協議をする中で、どういった手続を行えば良いのかということも含めて、協議を進めていきたいと考えております。

ただ、事業の概要としましては、地元の八幡平市と、二戸市にもお話をさせていただいて、一部農業委員会の方々についても、コンタクトは取らせていただいております。現段階で、強い反対や、懸念等を示されているというわけではないのですが、そのあたりについて、どういうふうな手続をしていくのか、ということも含めて、今後、協議をしていきたいというふうに考えております。

[会長]

本編の92ページに農業地域の画が描いてあります。

このうち、どれだけが農振地域とか、優良農地であるといったことは、この図ではわかりませんが、私が聞いている限りでは、民間事業者が、風力を建てる時は、農振地域には建てられないと聞いています。

ただし、地元市町村と協約を結んで、相互協定で、何らかの了解を取ればOKというふうになっているんですね。

ですから、今仰ったように、地元の市町村と協定を結んで、何らかの了解を得られればOKでしょうけども、そうでないと、農振地域、あるいは、優良農地では出来ないのです、そうすると、先ほど齊藤先生からも質問があったように、ここの赤い所が全部出来ないと、かなり、台数が減るということなんですよ。

だから、それは、かなり重要なことなので、早めに進めないと、結果として駄目でしたとか、配置を変えますとか、そういうことになりますのでね。

次は、方法書ですから、方法書のときまでには、その辺は、決めておいて欲しいですけどね。よろしくお願いします。

[事業者]

適切なタイミングで、出来る限り早く調整を進めるように致します。

[会長]

はい。それでは、一回、この概括の質問は終わらして、審議といいますか、希少種を除く部分につきまして、県知事意見構成のためのご意見を伺いますので、再度、各委員の皆様からお願い致します。

予め質問したことに関係ない部分でも構いませんので、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

[鷹嘴委員]

先ほど、一番近い集落から800mというお話がございましたけども、それは、事業区域から800mですか、それとも、風車から800mということでしょうか。

[事業者]

こちらは、風車の設置範囲ですので、赤線の一番最短の所から800mということです。

[鷹嘴委員]

わかりました。それであれば、やはり、風車と、一番近い集落との間の距離が無いですから、例えば、景観地、眺望点とか、そういうところからのフォトモンタージュだけではなく、そこに住んでいる方の家から、こういう形で見えますよという、そういうふうなフォトモンタージュを用意してもらいたいと思います。それで、住民説明をきちっとしていただければと思います。

[事業者]

ご指摘の点につきましては、まさにその通りでございますし、一般的な観光地とされている眺望地点からだけではなく、今後の手続きにおいては、周辺の住居の方からも、きちんと景観の写真撮影をして、フォトモンタージュを作成していくという所存でございますので、そういうふうに進めていきたいと思っております。

[会長]

はい、他にございますか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

では、私の方から1つ質問します。

例えば、本編の15ページでも、どこでも同じ図ですけども、先ほども質問がありました風車の列の配置なんですけど、希少種ではなく、一般的な小鳥で考えてみるといいんですけども、普通、大多数の渡り鳥というのは南北に飛びますね。春は北に行き、秋冬は南に下がると。たまには、もちろん、東西にも行く事があるんですけど、主として、南北方向の移動になるわけです。そのときに、こういうふうには、これは45度ですが、斜めに配置していると半分くらいは当たりやすいコースになると思うんですよね。

なぜ、こういうふうには北東向きの配置にしたのか。多分、風を受けやすいのと、風車間の干渉を避けるという意味だと思うんですけども、一般動物から考えると、わかりやすいですよね。なぜ、こういうことにしたのか、ということをお聞きしたい。

[事業者]

まず、レイアウトについては、由井先生ご指摘の通り、風況のアップ等から、風の向きを確認させていただきまして、風を一番受けやすい配置がどのようなものであるかというのが、検討ポイントとして挙げられています。

ただ、風の向きに一番綺麗に合わせられるかということ、それは、地形にもよると思いますので、地形も考慮して出す必要もあるんですけど、主風向が、ちょうど北西の方から吹いているので、ちょうど、ここに尾根が並行に、直角に走っているような形になっているので、こういう配置にさせていただいたということがございます。

[会長]

11ページの左上に風配図というのがあって、このダイアグラムは、見れば西か、南西が多いですよ。

[事業者]

すみません。西でした。北西ではなくて。西側の向きです。

それを一番受けやすい、という意味ではやはり、この地形の条件を考えると、こういう配置になったということでございます。

[会長]

ただ、この付近周辺の殆どの風車は、ほぼ南北に配置しているんですが、ここだけ北東から南西というのは、ここの地形がこうなっているからですか。

[事業者]

そうですね。

[会長]

まあ、それはしょうがないですけどね。

反対の斜めというか、あるいは、まっすぐに立てるという位置というか、尾根はないんですか。

[事業者]

中々ないです。

[会長]

ないのですか。ここだけ何でこうなるのか、ちょっと珍しいんですよ。

[事業者]

細かい話になってしまうのですが、主風向が、西と少し南西くらいから吹いてきていて、先ほど 300mと申し上げましたが、主風向からの風をどう受けるのかということに基づいて風車の設置をどう考えるのか、ということは、西から、きれいに風がまっすぐに来た場合は、それに向かって直角に、ぽん、ぽん、ぽん、ぽんと風車を 300mの間隔で配置していくのが、一番風を受けやすい配置ではあるのですが、当然、西側から吹いているときは、それが今出来ないもので、尾根が、北東から南西に向かって伸びているということになります。

そうすると、当然、尾根に設置していく時に、直線に設置する時には、もう少し、風車の間隔を狭めることが出来るのですが、斜めになっているが故に、少しずつ風車の間隔が広がってしまったりということがあるんですけども、ただ、風を受けるという意味においては、風車の間隔で、主風向が西であろうが北西であろうが、この尾根沿いに、離隔を、まず調整することによって、配置をすることが出来るというものにはなっているので、私が先ほど申し上げた通り、西から風が吹いていて、本当は 90 度に縦に設置するのが一番風を受けやすいんですが、それであれば、風を最大化する設置は出来ると。その結果、この尾根を、こういうふうにご利用させていただいているということでございます。

[会長]

もしかしたら、尾根もこういう配置になっていて、それで、風力を確保するために、風車間隔を考えると、全体距離が伸びてしまったと。こういうことではないですかね。

一般の渡り鳥のことを考えると、通常は南北ですので、全体の当たる確率を減らすためには、

あるいは、そこを避けて通るということを配慮してあげれば、南北に、別に縦に建てる方がいいですよ。このことだけで、配置を今から、南北に作り直すということは出来ないですよ。

[事業者]

それは難しいですね。工事自体が、傾斜がきついと、風車自体が、設置出来なかったりということは、道自体がつけられないので、どうしてもここの尾根沿いに設置せざるを得ないということでございます。

[会長]

ただ、ここでの風況は、これから測定するのですよね。

[事業者]

そうです。

[会長]

だから、それによって、また変わる可能性もありますよね。

[事業者]

そうですね。もし全然違うということになったら、変わります。

[会長]

準備書までに、配置が変わる可能性もありますよね。

その時は、今私が申し上げたことも配慮、考慮してください。

[事業者]

はい。わかりました。

[会長]

はい、では他にございますか。

はい、お願いします。

[中村委員]

希少種の名前は挙げますが、生息地等とは関係ない一般的なことなのですが、168 ページの「既存資料による重要な種」の希少底生動物のところですが、分類名と生態系と分けて考えているので、色々矛盾が出てくると思うのですが、底生動物に節足動物を入れていないのはなぜだろうと。

昆虫の中に、底生動物が一部混ざっていますし、それから、両生類は別に扱っているというのはなぜかなと。

例えば、ヒルミミズが入っていて、生息環境は、ニホンザリガニが宿主となるということなのですが、それはどういう環境なのかと。

なぜ、ザリガニが入らずに、ヒルミミズだけが載っているのかなど。ヒルミミズだけで生息することはありえないので、実際、この生息地はあまり影響はない、考えなくていいだろうとは思われるのですが、この選定の仕方には、何か基準があるのでしょうか。

[事業者]

既存資料を基に、この地域付近に生息している種を抽出しておりまして、その中で、ニホンザリガニそのものが、資料には挙げられていなかったもので、確かに、ヒルミミズは、ニホンザリガニに寄主しますので、当然、ニホンザリガニがいなければ生息しないと思うのですが、その種そのものは出ていなかったものですから、記載していなかったんですけども。

[中村委員]

青森県のレッドデータでは、ニホンザリガニは、はっきりとは覚えていませんが、Bランクくらいで青森県のレッドデータブックには出ていたかと思います。

いずれ、ちょっと違和感があるということで、底生動物のくくりは、そのときによって変わる場合もあるのですが、もう少し精査された方がいいのではないかと思います。

[事業者]

わかりました。方法書の方でちゃんと精査しまして、記載方法を考えたいと思います。

[会長]

はい。他にないですか。

(他の委員からの質問・意見なし)

[会長]

それでは一旦、希少種以外の部分の審議を終わりにしまして、これから3件程希少種に関する事前質問がございますので、その部分の説明と、質問を非公開で行いたいと思います。事務局の方で指示をお願いします。

(事務局の誘導により傍聴者退席)

[会長]

それでは再開しますが、傍聴人につきましては、事務局からの指示により退席いたしました。ここからは、希少野生動植物の審議を非公開で行います。

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

それでは、希少種に関しては全て終わりですけども、希少種以外のところで何か言い忘れたとか、その他何かございますか。

(他の委員からの質問・意見なし)

[会長]

よろしいですか。

それでは、これまでに各委員が述べられた意見を、審査会の意見とします。

事務局では、これら踏まえて、本案件に係る知事意見を作成されるようお願いします。

以上で、(仮称)稲庭田子風力発電事業計画段階環境配慮書についての審議を終了します。

[会長]

それでは、ここで一度休憩に入ります。

2時25分から再開しますので、よろしくお願いします。

(午後2時25分まで休憩)

(2) (仮称)宮古岩泉風力発電事業準備書について

[会長]

それでは、再開致します。

(仮称)宮古岩泉風力発電事業準備書の審議に入ります。

始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(株式会社グリーンパワーインベストメント)から、事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

県事務局から、事業者より説明させたいとのことですが、よろしいですか。

それでは、事業者から説明をお願いします。

[事業者]

(事業者から事業内容等について、説明がありました。)

[会長]

それでは、一般的事項及び事業の概要、事前質問に対する事業者の回答がありました。

そのうち、事業概要と、それから、希少種を除く事前質問の部分につきまして、再度質問等がありましたらお願いします。

はい、お願いします。

[島田委員]

事前質問では質問しなかったのですが、なぜコウモリに関しては捕獲調査を行わなかったのかという点について、説明していただきたいと思います。

今では、バットディテクター等では、種までは落とせないというのは常識です。

どの事業者も、ほぼ、確実に捕獲調査をしていますので、今回、準備書からの審査ということにはなっていますが、なぜ、その点は行っていないのか、ということをご説明していただければと思います。

[会長]

はい、お願いします。

[事業者]

コウモリの捕獲調査についてですが、準備書までの間では、捕獲ということまでは、考えておりませんでした。

準備書作成中の、今年の8月になりますが、2地点の調査を実施しております。その結果に関しましては、評価書の方に記載させていただきます。

[島田委員]

今ここで、かいつまんで報告していただくわけにはいかないのでしょうか。

その努力量と合わせて、報告していただけたらと思うのですが。

私達が、この案件に関して意見を言えるのは、これが最後の機会だと思いますので、よろしくお願いします。

[会長]

多分コウモリが捕まったとなれば、希少種も入ると思いますから、後でもう一度質問して下さい。

他にございますか。

はい、お願いします。

[松木委員]

質問の23番で、オオシラビソ群落を避けていないのではないかという意見で、実際のQ-23で回避したということだったのですが、20m~23mも離れていないので、これは、私は避けているとは言えないと思います。

南側の改変区画が、地図で言うと西側になりますよね。

通常、西から東に向かって風が吹いたりします。西側に更地が出ていると思うのですが、おそらく、道路基準で標高の高い所に配置されると思うので、風雪の影響を一番受けて、それによって、雪のつき方とかで、オオシラビソ群落の植生が、非常に影響を受けるのではないかと、私には、ここは取りやめるべきではないかと思っています。

ここ一箇所だけがオオシラビソの群落にかかっているわけですが、これは、避けていると言えないと私は判断します。

[会長]

ここは、東側を通れば大丈夫ですか。

[松木委員]

大分近いので、特に西側は、ちょっと近すぎて、影響がないとは絶対言えないだろう、という意見です。

群落到影響があるのではないかということで、ここの一箇所は、中止すべきではないかと私は思います。

[会長]

後で、知事意見構成のための意見として、メモしておいて下さい。

他にありますか。

事業者回答の部分と事業概要のところ、希少種以外でお願いします。

はい、どうぞ。

[高根委員]

事前質問に対してご回答頂いた14番ですが、「評価書においては誤解を与えないよう、その旨記載いたします」と書いてありますが、具体的に、これはどういうふうに記載されるのですか。

[会長]

はい、お願いします。

[事業者]

こちらの記載につきましては、「この評価書で使用している音の特性を評価するためのデータについては、その使用するメーカーから直接提供されたデータである」、といった主旨の内容で記載をすることを考えております。

[高根委員]

その時点では、メーカーの、どの機種が設置されるのかというのは、決まっているのですか。

[事業者]

基本的には、評価書段階で選定まで終えて、その選定した風車で予測評価を行って、データを示すこととなります。

[高根委員]

そのデータは、回答の後半の部分なのですが、やはり、そういう機種でも、守秘義務みたいなものは、伴うものなのでしょうか。

[事業者]

一般的に風車に関するデータについては、メーカーの方も、かなり情報を公開するという点に関しては、敏感になっておりまして、我々も、そういったデータを受けるためには、守秘義務契約を結んだ上で、データをもらうことになっています。

[高根委員]

ちょっと整理したいのですが、私が、この質問で出典を示せと言ったのは、予測に必要なパワーレベルの周波数特性のデータが、どこから持ってきたものなのか、ということを示して欲しいということです。その数値は、今準備書に乗っています。これが、どういうメーカーのものなのか、ということは守秘されるとかですか。

つまり、守秘義務とは、何を守秘しているのかということです。一部のパワーレベルのデータの数値は載っているわけです。これ以上の内容で、メーカーが、事業者に提供したものは開示できないのでしょうか。

もう一度言います。守秘しなければいけないものは、具体的にどういうものなのでしょうか。

この文書における数字は縦覧されるわけですね。つまり見たい人は見れるのですよね。それは守秘義務を破っているわけではないということですか。そこら辺がよくわからないので、お聞いているのですが。

[事業者]

そういう意味では、データとして必要最低限、準備書に記載できる部分については、メーカーともやり取りをして、了解を得ているのですけれども、それを超えて、さらに詳細な検討に使うための音の特性だったりとか、もっと色んなバリエーションがありますから、そういったものについて、全て出すということについては、その中でこれを使って、こういう予測をして、これを使ったというところまでは、メーカーとのやり取りの中では、得られないということがあるかと思います。

[高根委員]

わかりました。確認なのですが、準備書に載っている風力発電設備のパワーレベルは、低周波音の予測に使用するデータは、データの数値とそれが、どこのメーカーのどんなもの、どんな機種のものだ、ということは掲載可能ということでしょうか。

[事業者]

ここで断言は出来ないのですが、可能な限り、データの開示を行うことについては、させていただきたいと思います。メーカーごとに、それぞれ対応が違ったりしますので、一概にここでやれます、とは言い辛いのかなと思います。

出来る限りで対応させていただくということで、ご了解いただければと思います。

[高根委員]

だとすると、「評価書においては誤解を与えないよう、その旨記載いたします」のところは、私は納得出来ない可能性があります。ちょっと、それは意見になってしまうのですが。まずは

分かりました。

[事業者]

ここに載っている低周音とか、周波数特性の図がございますけども、これはメーカーによっては開示しないとか、実際に測定していないので出せないとか、そういったメーカーもございます。メーカーによって、対応はかなり違っております。

[会長]

この騒音とか、振動の問題もそうですけども、後で論議する希少種の場合、今日、皆さんにお渡ししている準備書の、いわゆる飛行トレースなんかは、公開用の準備書には乗っていないですよ。

[事業者]

載っていません。

[会長]

載ってないですよ。騒音に関わる今の質疑については、公開用にもそのまま載っているのですか。

[事業者]

載っています。

[会長]

そこまでは公開されていて、会社名は書いていないと。  
では、他にお願いします。

(他の委員からの意見・質問なし)

[会長]

では、他の委員からの質問にも出てくるかと思えますけども、系統連系につきまして、結局、東北電力から、どの程度、20万kWのうち、どの程度まで許容されているのかわかりますか。

[事業者]

この準備書を作成した段階においては、宮古線につきましては、ほぼ、電量の確保は可能であるということを確認して、この準備書を作成しております。

[会長]

前段の稲庭と同じで、ここにも農用地があります。地図も添付されていますけども、その中で、農地転用が難しいとか、そういう土地も含まれていますか。

[事業者]

こちらは、岩泉町の方に、農振地域があるということは、確認しております。

宮古市の方にはなかったのですが、岩泉町側にありまして、そちらについては、現状、岩泉町の方と協議を重ねながら、県の方にも、農振地域の除外ということを、具体的に協議していきたいということで、協議を、今はじめようとしている所でございます。

[会長]

協議すれば、農地法の転用がOKになる可能性はあるということですか。

[事業者]

タイミング等もあるのですが、農振の除外の5要件もございますので、そういったものを踏まえながら、東北農政局の理解を得ていくことが、一つのポイントだと思っております。

[会長]

そうですか。

本編の171ページに保安林の位置があります。これと、今日配られたQ11に対する復旧地の色塗りの復旧地の地図がありまして、西の方の二箇所については、保安林が被さっていて、ある程度わかります。東の方で、保安林が広く指定されております。

保安林にも色々な種類がありますが、この保安林の中身は、水源涵養とか、土砂崩壊防備林とか色々あるのですが、それは、現段階で把握されているのでしょうか。

[事業者]

現段階で、保安林の種類については把握しております。

[会長]

そうすると、その中で、土砂崩壊防備林、あるいは、防備保安林、これはQ11の地図以外にもありますか。主に東の方ですけども。

[事業者]

ちょっと、うろ覚えということもあるのですが、一番西側の尾根から一つ手前側の所、害鷹森の方から、北の方に延びている所に、土砂流出防備保安林が存在していることは確認しております。

[会長]

西ですか。東ですか。

[事業者]

東側です。

[会長]

それは、現状の Q11 にも、少し薄茶色に、これは、森林整備保安林ですかね。

それ以外には、土砂崩壊防備林はないのですか。一番東側の突き出している所にはないのですか。

[事業者]

確認が必要なのですが、私の今の記憶の限りですと、一杯森のところの周辺、それから、下の復旧森林整備と書かれている、東から見て、二番目の尾根の、ちょうど真ん中ぐらいにある黄色所の部分も、保安林に指定されていたと記憶しております。

[会長]

いずれ、保安林の中身も知りたいですよ。

知事意見は 3 ヶ月以内ですか。

[事務局]

意見の概要の提出から 120 日以内、4 ヶ月以内で、28 年の 1 月末までですが、その前に、国の審査会があり、それまでに提出をすることになるので、その辺のかねあいは出てきます。

[会長]

まあ 2,3 ヶ月はあるのですよね。

そうすると、今私が言った事に対して、地図を各委員に配って欲しいのですよ。

知事意見の素案は、県から配られて来ますから、更に追加で意見があれば入れていただくということをお願いします。

他にございますか。

はい、どうぞ。

[鷹嘴委員]

岩泉町からの意見の (4) と、宮古市からの意見の、その他の所を書いてあるのですが、大体事業予定期間の 20 年が経過した後、撤去や、そういったことについて具体的な案を示されたいと書いてあります。

先ほどご説明して頂いた 55 ページのところ、資材等運搬の方法及び規模というところで、通常のメンテナンスについては、ワゴン車程度が、通行できるぐらいの道を確保するみたいなことが書いてありました。

しかし、これが、今度撤去となれば、設置と同じぐらいの道路とか、そういったものを要すると思います。撤去についてどの程度お考えなのか教えていただきたいです。

[事業者]

撤去について、環境改変の観点から見て申し上げますと、工事をする時に、風車の羽を運んだりとか、タワーと呼ばれる、塔の部分の運ぶにあたっては、ブレードは長いものですから、カーブを回したりするために、少し拡幅が増えてしまったりだとか、そういったところで改変

が増えてしまいます。この部分については、工事が終わった後に、緑化をするということで、この準備書には記載させていただいております。

それが撤去する時どうなのか、と言うご質問かと思うのですが、そちらについては、風車を建てる時については、ブレードをそのまま工場から出た状態で持ってこなければいけないのですが、撤去する際は、そのままスクラップになるような形でございますので、山の上で風車の羽を切断したりといったことで、長さを短くすることによって、大幅な改変が、また降ろす時には、ないようにしながら、撤去していくということを、まず示す事が出来ると考えております。

[鷹嘴委員]

もう少しお伺いします。

基礎についても解体しますよね。基礎も破壊して、細かく砕いて、運搬するということですか。

それから後もう一つは、例えばブレードが壊れた場合、新しいものに取り替えるとなった時には、そのままの形で、また搬入しなければならないわけですよね。

その辺についても教えていただけますか。

[事業者]

まず、基礎については、具体的に色々なやり方がありますので、これでということは将来的な話にもなりますし、話しづらいところもあるのですが、基本的な基礎の撤去は、それを砕いたりして運び出すということが考えられます。

ブレードの交換用に、新しいものを持ってくる際については、先ほどの説明のところ、少し語弊があったのですが、風車のブレードが、改めて運べるような形で、道路の設計というのは、ある程度残していくということになります。これは、何かあった時に部品をすぐに届けられるようにという観点でと言うことにはなりません。拡幅などをした部分については、残していくという観点になります。

[鷹嘴委員]

しつこくて申し訳ないのですが、岩泉町さんの場合は、「撤去費用等具体的な措置を示して不足の事態への備えを担保していただきたい」と意見が出ております。やはり、それなりに、その市町村の方が安心出来るような準備はしていただきたいと思います。

[事業者]

この事業については、具体的に検討していかなければならないのですが、一般的に、弊社でしておりますのが、撤去のための積み立てを事業開始後からしていきまして、20年間の中で積み立てが出来ようになっておりますので、資金の調整をしていくことで、住民の方の理解を得られるのかなと考えておりました。ちょっと、それもまだ、これから具体的なお金のやりとりになりますので、そういったことも含めて提供していきたいと思っております。

[会長]

他をお願いします。

[松木委員]

関連した質問なのですが、基礎を撤去した場合、そこは穴が空きますよね。そこは、何かで埋め直す必要があるかと思うのですが、その土はどうするのかなど。埋めた後は、どう考えているのか、その辺は、どのような事例があるのかどうかも、教えて下さい。

[事業者]

撤去作業について、色々地形と言いますか、土地によっても、様々なものがあると思うのですが、大量の鉄筋コンクリートを敷き詰めた山地で、全てコンクリートを引き上げるということで発生する、必要になる土量が、はたして適当な撤去作業というのは、やはりケースバイケースで考えていかなければいけないし、その時点で土量と言いますか、コンクリートを埋め合わせ土量が確保出来る環境に余計な過度の負荷もなく、それが、確保できるということであれば、その手法を用いていくということが合理的ではないかと思えます。

今、この段階で、宮古岩泉プロジェクトの撤去作業でベストな手法であるとは言い切れないと思えますが、なるべく、負荷がかからないように撤去作業を行いたいと思えますし、その点に関して自治体、地元住民の方が納得いただけるような、協議、それに必要な準備金というようなことは、今後の事業者の課題として受け止めたいということをし添えたいと思えます。

[松木委員]

法律的にはどうなのですか。例えば、その後どうするのかという事など。

そういうことは、私は詳しくないのですが、基本的には、元に戻すとか、土量を確保できないと、むしろ環境破壊になってしまう場合は、そのまま埋めておいても許されるものなのか、その辺の法律の縛りとか、規定というものは現状あるのですか。

[事業者]

私が理解している限りにおいては、そのような法的な規定というのは、風力発電事業に関しては、課せられていないと理解しております。

[松木委員]

事業者と地元の人たちとの話し合いで、決めていくということなのですか。

[事業者]

法律の縛りがない限りにおいては、そうなるのだと思えますが、我々の方で掴み切れていない動向だとか、自治体の方の手法だというのがもあるかもしれませんので、審査会の中では、我々では計り知れないものがあるかもしれませんので、その辺は検討させていただきたいと思えます。

[事務局]

資源循環推進課です。今の関連で、廃棄物処理法というのがありまして、工作物を用が終わ

った後に残ってしまうと、それは廃棄物になってしまいますので、廃棄物処理法に従って適切に処分してもらうということは必要になってきます。

[事業者]

承知致しました。理解が足りませんでした。失礼しました。

[会長]

はい、では、そこはよろしいでしょうかね。

他にございますか。

はい、お願いします。

[島田委員]

今日の別添の Q-11 にもある、風衝荒廃地に関しては、委員からも、一般の方からも結構意見が出てきているのですけども、風衝荒廃地に、新たに植林した部分の、実際に現地で見えたカラマツ等の改変があったらということ、非常に解説されているのですが、その点について、営林局等の関係機関の意見は、どのようなものなのでしょう。協議しているのであれば。

[会長]

お願いします。

[事業者]

この風衝荒廃地に係る部分につきましては、具体的には、民有林につきましては、沿岸広域振興局宮古・農林振興センター、国有林については、三陸北部森林管理所及び東北森林管理局、林道については、東北森林管理局の方と協議させて頂いております。

現状としましては、設計段階というところで、今後どういう形でということも話しているのですが、保安林の解除につきましては、1 級保安林になりますので、原則出来ないということ、をまず言わせてもらいます。

その上で、作業許可等で、こちらの方の道を通ることができるのかということと、その前にそうした場所を通らないようにする、という設計にこれから変更していきます。

なるべく避けていきたいということで、協議の方をさせて頂いております。具体的に避けられるものを全て避けたうえで、どうしてもかかってしまうというようなことがあれば、それについては、また話をしましょうということをお話させて頂いております。

[島田委員]

はい、わかりました。

[会長]

そうしますと、先ほど私が質問した 171 ページの保安林の中に、1 級保安林というものも入っているということですね。

[事業者]

基本的に、この治山の復旧地というところは、1級保安林があるところになっています。

[会長]

土砂崩壊防備林が、他にもあるのかどうかは、後で地図をお願いします。

それで、先ほど松木委員からも要望ありましたが、アオモリトドマツを始め、希少な自然があることと、ここは、一般の方の意見にもあるように、風食地がたくさんあり、ここに取付け道路等を作っていけば、再度というか、新たに崩壊する可能性も大きいわけですね。だから、ここで作るということは、相当な配慮が必要だと思います。

そこで、土質とか、基盤のボウリング調査とか、これまでの地形地質的な来歴と、これから地球温暖化もありますけど、今後の予測ですね。そこに工事が入って、20年やって、その後も含めてどういう風にこの土地が、修復、再生、緑化したとしても、今後どうなるか予測して、その結果に基づいて、この各箇所について、風車あるいは、取付け道路等が設置可能かどうか、慎重に検討する必要があると思うんですよ。

その全てをここについて、評価書で示さないと、我々も本来は評価できないのですよね。

そういうことで、私どもの正式な意見を出す場というのは、もう準備書で大体終わってしまうのですが、評価書についても、意見がある方は、コメントで出せるのですよね。ですから、できるだけ、正解を十分な調査に基づいた資料に基づいて出していただいて、早めにこちらの審査会にも見せていただけるようお願いいたします。

それでは、一般的な部分の質疑は一旦締めます。

これから残された重要部分、希少種の論議に入りますので、傍聴者の案内等について、事務局は、お願いします。

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

それでは、先走って端折ってしまいましたけども、工事概要と、希少種以外の所の一般事項につきまして、再度残っている質問と、意見がありましたら、お願いします。

はい、どうぞ。

[佐藤委員]

準備書の方の3ページの方に対象事業区域の改変面積62.14haとあるのですが、その内訳にありますように、管理用道路、それから、変電所・貯木場、これを全部合わせますと、全体の80%程度くらいになるんです。

風車以外のところが、いかに改変面積全体に占める割合が大きいのかということで、非常にそこが気になるところです。

実際に、道路について、岩泉町の方からと、宮古の方から意見書の方にも両方書いてありますけども、結局、改変面積が大きい、それから、残土の量が大きいということで、土砂崩壊、流失、その懸念が非常に示されています。

事業の対象区域の全体図、例えば、今日示されました、別添のQ-11の地図を見ますと、事業

の対象区域、大きく分けて東と西とに分かれていると思うのですが、東側の最東側の部分と、それから、その次の部分をつなぐ部分が、希少種の分布にも出てきました、非常に大きいブナが残っているのではないかとという所も、ただ、風車はないけれども、改変される管理用道路、それから貯木場で改変される部分がかなり大きいです。

それから、東から 2 番目の列ですね、そこと西側の部分つなぐ部分も、ずっと風車はないけれども、管理用道路、貯木場で非常に改変部分が多くなっているという所なので、もし西側だけの部分でやっていただけるのであれば、東側に風車を建てないのであれば、大分、この改変面積は減らす事が出来るのではないかと思います。

実際に、準備書の 171 ページの保安林の所に、水色で塗られている砂防指定地というのがあるのですが、先ほど申しましたように、東側の二箇所の所を、西側と繋ぐ道路の所、その所が、もし改変されなくて、土砂の流出とかを防ぐ事が出来れば、この水色の部分、例えば、東の方ですと、和比内の集落に行くほうの、川沿いのところ、その所に、土砂の流出という懸念がなくなると思います。

それから、夏屋集落の所に向かっていく谷筋、非常に砂防指定地が多いと思うのですが、この所の危険性もなくなるということが言えると思いますので、ぜひ、ここの部分の事業内容を検討していただきたい。

もし、本当におやりになるのであれば、岩泉町、それから宮古市の方から意見が出ているように、土砂の流出、崩壊、それを防ぐしっかりとした手立てをお願いしたいと思います。

[会長]

それでは、これも知事意見としてお願いします。

他にございますか。

はい、どうぞ。

[高根委員]

二つ、プラスアルファです。

一つ目は、先ほど申し上げた、施設の稼動に伴う騒音、あるいは、低周波音の予測をする時の、パワーレベルのデータは出来るだけ出典を示していただきたいと思います。

事前質問の 14 番のところにも書いたのですが、結局、パワーレベルを適当に設定すれば、環境への影響がないと、そのような結果を示すことはたやすいので、そういうことはしてませんということを示していただきたいということが一つです。

もう一つは、事前質問はしていないのですが、54 ページに騒音の周波数特定というのが載っています。メーカーから提供されたものだろうと思いますが、まず、この図が何を示しているのかということをもう少しちゃんと説明していただきたい。

横軸は周波数で、縦軸はデシベル、と書いてありますけど、このデシベルはA特性をかけているのですか、かけていないのですか、とか、何本か色がついた線が引いてありますけども、これが何を示しているのか。色々な時点で測定されたものを重ねて書いていているということだと思うのですが、こういうことも分からないです。あと、図が載っているだけで事業者がこの図に対して何を説明したいのかということも書かれていないので、例えば 300Hz、400Hz の間に P が出ているところもありますけど、こういうところについて、事業者がどういうふうに考

えているのか、ということは説明されるべきで、何で、この図を載せたのかということ、多分、経産大臣の勧告の中に、182 ページですか、卓越した純音成分があるかどうか、そういうことについて記載すること、と書かれているのが理由の一部だとは思いますが、それについて、事業者としてどう考えているか、という事を説明するべきだと思いますので、ある程度、基本的な知識がないと、この図を見て何がどうなっているのかわからないと思いますので、評価書では、そこをちゃんと説明していただきたい。よろしくお願いします。これが二つ目です。

もう一つは、意見ではないですけど、事前質問の4番でお答えいただいたことで、結局、現時点で具体的な風車の機種が決まっていないから、評価書時点で決まるので、それを使って予測します、ということなのですが、お答えとしては、そういうことだと思うのですが、では、ここまでの予測は何なのかということ、どうしても私は思ってしまうので、今の時点で、採用しようと思っている機種と、最終的に採用する機種が、どういう特性的な関係があるのかとか、そういうことがわからないのに、準備書の予測評価の結果というのは、ある意味、何もならないとか、そういうふうに取りざるを得ないので、そういうふうを考えてしまうので、そういうことがないようにしなければいけない。

これは準備書で終わってしまったことなので、今さらなのかもしれませんが、例えば、外の事業では、準備書の時点では、機種は決まっていなくても、候補をいくつか絞って、その候補の中で、環境の影響が最も大きいと思われるものを使って、予測評価を行って、つまり、最悪の場合でも環境の影響は小さいということを示すとか、そういうような方法を取っている事業もありますので、準備書なりで、なるべく有効性のある予測評価というものを、有益になるような配慮をしていきたいなと思います。これは別に、評価書とは関係のないことだと思いますけども、よろしくお願いします。

[会長]

それでは、今の要望、質問の意を呈して対応をお願いします。  
他にございますか。

(他の委員からの意見・質問なし)

[会長]

よろしいですか。  
景観のことがあまり論議されませんでしたけども、一つだけ。  
Q7の事業者回答のところで、一般地域の自然景観地区に該当しますとあります。  
こうなると、事業者質問ですけど、どういうことをしなければいけないのですか。

[事業者]

こちらの方は、県の方に確認しまして、適切な手続きを取りたいというふうに考えております。  
現状で、申し訳ありませんが、きちんとした把握はできておりません。

[会長]

多分稜線から突き出さないとか、そういうことだと思いますけども。

[事務局]

そうです。

[会長]

そうですね。

風車で稜線から突き出さなかったら、風車事業の意味がないですけども。

その辺、これは条例ですかね、ちょっと分からないですけども、景観計画に背馳しないように、お願いします。

それからもう一つは、貯牧場を作って色々な目的で使いますけども、64ha で、全部が森林ではないですが、相当、伐採木材がありますね。その基本的な処理法は、もう決まっているのですか。

[事業者]

現状としては、森林組合とも話しをさせていただきまして、植林地等もございまして、そういったところの作業をするための広場だったりとか、具体的には、木を積んでおく場所ということにも使えるようにして、場所等について今話しを進めております。そういった使い方が一つ。

それから、工事用資材等、仮置き場、ないしは、ブレード等、何本か現場に保管しておいたりしますので、そういった部品等の置場といったところの使い道、それから変電所の設置等を検討しております。

[会長]

それは書いてあるんですけども、木材そのものを、切った木材をどう処理するかということはどういう計画があるのですか。

[事業者]

切った木材の処理については、こちらも、今森林組合等と話をしまして、考えていかなければならないということで、具体的な使い方については、これですと指し示すことが出来ないのが現状でございます。

[会長]

搬出して木材として使うか、それともチップ等でボイラーで使うということであれば CO2 は一般的には増やさない使い方ということになりますけどね。

そこに置いておいて、腐らせてしまったら、メタンも発生して、環境悪化の原因になりますよね。だから、例えば 55 ページに温室効果ガスのことが書いてありますけども、風力発電による CO2 削減量はわかるのですが、工事に伴う CO2 の使用量、それから、木材の処理の仕方による CO2 の行方ですね。これも出来れば、再生エネルギーとしての活用事業ですから、CO2 の

収支ですよね、これは一応出して欲しいと思うんですけども。

事務局、このことは、事業者にお願いしていいのですか。いいんですよね。

[事務局]

はい、よろしいです。

[会長]

はい。分かりました。では、よろしくお願いします。

はい。他にございますか。

(他の委員からの意見・質問なし)

[会長]

よろしいですか。

では、大体論議は尽くされたと思います。

これまで、各委員が述べられた意見を、審査会の意見としたいと思います。

事務局ではこれを踏まえて、本件準備書に係る知事意見を作成されるようにお願いします。

以上で、(仮称)宮古岩泉風力発電事業準備書についての審議を終了致します。

事業者の方は、ご苦労様でした。

では、予定の課題は以上ですが、事務局から、何か連絡事項等がありますか。

[事務局]

委員の皆様、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

貴重なご意見を頂きましたので、委員の皆様から頂きましたご意見を基に、準備書と配慮書に対する知事意見を作成させていただきます。案が出来ましたら、これまでと同様に、皆様にお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

また、今後の予定でございますが、現在、縦覧中の配慮書が一件ございます。それから、まもなく配慮書の縦覧に入りますものが一件ございまして、これらに係る審査会は、12月の中旬から中旬にかけて開催させていただきたいと考えておりまして、別途、委員の皆様と日程調整をさせていただきまして、開催日を決定したいと考えております。

年内の開催は、それで、最後となる予定ですし、後は、法アセス案件にかかる今年度のアセスの審査会の予定も、それで最後になる予定でございます。

また、前回の審査会の際に、県の再生可能エネルギーの導入に関する目標値でありますとか、それに対しての現在の状況等についてのご質問がありましたが、これにつきましては、これらを所管しております、同じ部内にある環境生活企画室というところがございますけども、そちらの方に、次回の審査会に出席いただきまして、概要等について、説明をさせていただく予定でございますので、皆さまにお知らせ致します。

事務局からの連絡は以上でございます。

[会長]

他になければ、本日の会議は終了致します。  
どうもありがとうございました。